

方針 1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民参画・市民主導の仕組みづくり</p> <p>地方分権の時代にふさわしく、市民満足度の高い自治体を目指すためには、市民参画・市民主導によるまちづくりの推進が重要です。そのために、市政への参加を保证する制度など、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>「市長への手紙」のデータベース化</p> <p>「市長への手紙」として寄せられている市民の提案、苦情、要望等について、内容と対応をデータベース化(注10)し、ホームページ等で公開し、市政に反映させます。</p>		企画部(秘書広報課)	検討	実施(公開)	実施(公開)	実施(公開)	実施(公開)
年度	月	実施する内容					
平成17年度	5月~9月	18年度からの公開に向け、手紙の内容をパソコンに随時入力するとともに、公開内容について内部協議、検討を行う。					
	10月	公開要領を作成する。 [要領作成にあつての留意点：具体的な場所や組織が明確になることにより、個人が特定できることのないように配慮する。個人を誹謗中傷するものは除く。等]					
	11月	平成17年度上半期(4月~9月)市長への手紙を分野別に整理する。 [例：行政・窓口サービス、土木、都市整備、健康福祉、教育、環境、市民生活]					
	12~2月	よくある事例 QandA を作成し、市政への提言・意見等の参考例とする。					
	3月	試行					
平成18年度	4月	17年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表					
	5月	17年度に寄せられた市長への手紙を公開する。					
	6月	18年度4月分の市長への手紙を公開する。 以下順次当該年度の前々月分の市長への手紙を公開する。					
平成19年度	4月	前年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表					
	5月	前年度に寄せられた市長への手紙を公開する。					
	6月~3月	以下順次当該年度の前々月分の市長への手紙を公開する。					
平成20年度	4月	前年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表					
	5月	前年度に寄せられた市長への手紙を公開する。					
	6月~3月	以下順次当該年度の前々月分の市長への手紙を公開する。					
平成21年度	4月	前年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表					
	5月	前年度に寄せられた市長への手紙を公開する。					
	6月~3月	以下順次当該年度の前々月分の市長への手紙を公開する。					

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民参画・市民主導の仕組みづくり</p> <p>地方分権の時代にふさわしく、市民満足度の高い自治体を目指すためには、市民参画・市民主導によるまちづくりの推進が重要です。そのために、市政への参加を保证する制度など、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>(仮称)自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定</p> <p>自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めた(仮称)自治基本条例を制定し、市民が市政に参加する機会を条例化により保証します。</p>		企画部(企画政策課)	検討	(策定)	実施(策定)	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	5月~7月	*流山市の"憲法"に価する条例を策定する意味からも、市民・行政・議会の持つ役割、責任を十分認識し、かつ、市民委員等公募委員の募集に際しても、公平・公正を保てるように配慮し、徹底した市民参加により策定作業を進めていきたい。					
	6月~7月	手法・スケジュール等の検討					
	8月~9月	庁内関係部局との協議					
	10月~	市民委員公募、職員研究会募集、選考					
平成18年度	4月~	策定協議会発足、勉強会 ↓ 課題の抽出を行い、参加手法等についての勉強会を実施する。					
		勉強会・ワークショップ開催 ↓ 徹底した市民参加(市民主体)による作成を目指す。 策定プロセスに一人でも多くの市民の方を関与(他の手法についても検討) 会議録等については、徹底した情報公開を行う(ホームページ、広報紙等)					
		↓					
平成19年度	9月	条例案提出					
	1月	条例施行(平成20年1月)					
平成20年度		↓					
平成21年度		↓					

**方針 1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)**

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民参画・市民主導の仕組みづくり</p> <p>地方分権の時代にふさわしく、市民満足度の高い自治体を目指すためには、市民参画・市民主導によるまちづくりの推進が重要です。そのために、市政への参加を保障する制度など、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>パブリックコメント制度(註11)の導入</p> <p>市民生活に大きな影響のある計画や制度の策定などを対象に市民から意見を求め施策を決定するパブリックコメント制度を導入し、政策立案に市民の意見を反映させます。</p>		企画部(企画政策課)	検討 実施(導入)	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月~5月	先進市の情報収集					
	6月~9月	関係部局との事前協議・要綱案検討					
	11月	パブリックコメント手続要綱策定					
	1月	パブリックコメント制度の実施 市の基本的な政策等の決定に当たり、政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要、意見等の採否、その理由等を公表する。					
平成18年度							
平成19年度							
平成20年度							
平成21年度							

担当課長 石井 泰一 内線221

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民参画・市民主導の仕組みづくり</p> <p>地方分権の時代にふさわしく、市民満足度の高い自治体を目指すためには、市民参画・市民主導によるまちづくりの推進が重要です。そのために、市政への参加を保障する制度など、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>審議会等公募枠の拡大</p> <p>各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。</p>		企画部(行政改革推進課)、関係課共通	検討実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	8月	<p>「審議会等の委員の選任等に関する指針」の見直しを検討。</p> <p>* 付属機関総数(H17年度末現在46機関)に対し、50%以上の付属機関(H17年度は10機関が公募委員を採用)での公募採用を目指す。また、法令等により、専門知識を有するもの等、委員に資格要件が設定されていない限り、公募委員枠の拡大に努めていく。</p> <p>* 公募委員の募集にあたっては、付属機関の目的を分かりやすく周知し、また、選考基準を公表するなど、公平・公正な選考に努めていく。</p> <p>* 現在の指針は、個々の付属機関単位で「委員定数の3分の1を目途に可能な限り公募による委員の登用に努める」旨を定めている。</p> <p>審議会を主管している担当課等を対象としたヒアリングを実施。(統廃合の可能性・公募の実施を要請)</p> <p>統廃合の必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。 委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。</p>					
平成18年度	4月以降 随時	<p>委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。</p>					
平成19年度	4月以降 随時	<p>委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。</p> <p>* (仮称)自治基本条例等の策定にあわせ、付属機関の見直しを検討。</p>					
平成20年度	4月以降 随時	<p>委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。</p>					
平成21年度	4月以降 随時	<p>委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。</p>					

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民・団体・事業者等との連携・協働のあり方についての検討</p> <p>市民・団体・事業者など地域との連携を強化するとともに、連携・協働のあり方について検討し、市民・事業者と行政の役割分担、協働のルールを確立します。</p> <p>NPO等とのガイドラインの策定及び協働の促進</p> <p>NPO等との協働の推進及びアウトソーシングなど協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。</p>		市民生活部(コミュニティ課)、全課共通	検討実施(策定)	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	~4月	市民会議により提言書作成					
	5月	市民会議から提言書受理 庁内検討委員会					
	6月	庁内検討委員会					
	7月	庁内検討委員会 ガイドライン及び指針の素案公表(意見収集)					
	8月	庁内検討委員会で最終案決定					
	9月	ガイドライン及び指針の公表					
平成18年度	随時	協働事業の促進					
平成19年度	随時	協働事業の促進					
平成20年度	随時	協働事業の促進					
平成21年度	随時	協働事業の促進					

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民・団体・事業者等との連携・協働のあり方についての検討</p> <p>市民・団体・事業者など地域との連携を強化するとともに、連携・協働のあり方について検討し、市民・事業者と行政の役割分担、協働のルールを確立します。</p> <p>(仮称)市民活動支援センターの設置 ・市民活動についての情報発信を行うとともに市民の公益活動を支援するため、新たに(仮称)市民活動支援センターを設置します。</p> <p>市民公益活動支援制度の導入 ・新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政との協働を推進します。</p> <p>各種市民ボランティア制度の導入 ・各種の事業を市民と連携して推進していくため、個人・団体等の各種ボランティア制度の導入を進めます。</p> <p>上記の各事業は関連深いため総合的にまとめて実施したい</p>	市民生活部(コミュニティ課)	検討 実施(設置)	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	4~6月	・支援センターの機能について庁内で協議 ・ボランティア制度の調査検討
	7~9月	・支援センター機能の素案を整理し、市民団体等から意見収集
	8月~	・支援センター設置に関する法整備 ・次年度イベント企画案作成
	1月~	・支援センター利用登録呼びかけ。部屋等の貸し出し予約受付。 ・利用者マニュアル作成 ・協働まちづくり活動(事業)に結びつく市民公益活動を育てるための支援策の調査検討(随時)
平成18年度	4月	・支援センターのオープン ・市民公益活動を育てるための支援策の調査検討(随時)
	9月	・協働まちづくり普及フォーラム開催
	1月	・協働まちづくり普及フォーラム開催
平成19年度	9月	・協働まちづくり普及フォーラム開催
平成20年度	9月	・協働まちづくり普及フォーラム開催
平成21年度	9月	・協働まちづくり普及フォーラム開催

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 情報公開と透明性の確保		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>情報共有化の推進</p> <p>市民の参画・協働によるまちづくりを推進するうえで必要な市政に対する理解と信頼を深めるため、市民と情報を共有できる体制を整備します。</p> <p>タウンミーティングの拡充(市民への説明・意見交換の促進)</p> <p>市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。</p>		企画部(秘書広報課、企画政策課)、関係各課	検討 実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月~5月	H16年度から、テーマや対象者等限定しないフリー方式のタウンミーティングに加え、課題別、地域別、対象別で実施中。					
	7月~9月	課題や地域・対象者を限定しない市民なら誰でも参加できるフリーの方式のタウンミーティングを市内5会場で開催する。					
	10月~11月	地区別(東初石、八木南、東部地区で)に自治会役員等の地域住民を対象としたタウンミーティングを開催する。					
平成18年度	4月~5月	テーマを絞ったタウンミーティングを市内4会場(北部・中部・南部・東部)で開催する。本年度はテーマを、「高齢者問題」高齢者総合計画案等についてを予定。					
	7月~9月	基本的には、前年度と同様のスタイルで開催するが、タウンミーティングに関するニーズに応え、内容の充実に努めていく。					
	10月~11月	フリー方式のタウンミーティングを市内4~5会場で実施する。					
平成19年度	4月~5月	対象者、地区限定のタウンミーティングを市内3地区で開催する。					
	7月~9月	テーマを絞ったタウンミーティングを市内4~5会場で開催し、次年度予算や今後の施策展開などに反映させていく。					
	10月~11月	基本的には、前年度と同様のスタイルで開催するが、タウンミーティングに関するニーズに応え、内容の充実に努めていく。					
平成20年度	4月~5月	フリー方式のタウンミーティングを市内4~5会場で実施する。					
	7月~9月	対象者、地区限定のタウンミーティングを市内3地区で開催する。					
	10月~11月	テーマを絞ったタウンミーティングを市内4~5会場で開催し、次年度予算や今後の施策展開などに反映させていく。					
平成21年度	4月~5月	基本的には、前年度と同様のスタイルで開催するが、タウンミーティングに関するニーズに応え、内容の充実に努めていく。					
	7月~9月	フリー方式のタウンミーティングを市内4~5会場で実施する。					
	10月~11月	対象者、地区限定のタウンミーティングを市内3地区で開催する。					

**方針 1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)**

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2)情報公開と透明性の確保		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>情報共有化の推進</p> <p>市民の参画・協働によるまちづくりを推進するうえで必要な市政に対する理解と信頼を深めるため、市民と情報を共有できる体制を整備します。</p> <p>外部評価制度の実施（行政評価システムの充実）</p> <p>新たなマネジメントツールとして構築を進めている行政評価制度をより開かれたシステムとするため、外部評価制度について検討し、実施します。</p>		企画部(行政改革推進課)	検討	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度		*行政評価システムに関する一連の流れは「方針3 行政運営の効率性を高めます(1)事務事業の見直し 行政評価システムを活用した事務事業の見直しの推進」に詳細を掲載。					
	5月	事務事業の改革に関する説明会(全ての事業を対象。平成17年度事務事業マネジメントシートを用い、平成16年度の事務事業の成果と平成17年度の現状に基づき、平成16年度の事務事業の評価と、平成17年度以降の事務事業の改革・改善案を検討し、実践する。)					
	7月	施策主管課長会議(総合計画の36施策を対象。施策管理シートを用い、平成16年度の成果と平成17年度の現状に基づき施策評価(事務事業の評価、改革・改善案を参考とする)を行う。施策管理シートを用い、成果指標について平成21年度までの目標値の原案を設定する。)					
	8月	(仮称)総合計画主管部長会議(総合計画の6政策及び36施策を対象。施策主管課長会議の結果を基に 施策・事務事業評価を行う。 成果指標について平成21年度までの目標値の原案を設定する。)					
	8月以降	庁議(仮称)総合計画主管部長会議の結果を基に、平成16年度の施策評価・事務事業評価を決定する。成果指標について平成21年度までの目標値の原案を決定する。)					
	10月以降	庁議における平成16年度の施策評価・事務事業評価の結果を公表する。					
		市民からの意見を聴取し、公表する。					
		《外部評価制度の研究》 既存の組織や行政活動に関与した人材の活用等も視野に入れながら、外部評価に向けたシステムを構築する。					
平成18年度		外部評価の実施					
平成19年度		外部評価の実施					
平成20年度		外部評価の実施					
平成21年度		外部評価の実施					

方針 1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 情報公開と透明性の確保	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公正・透明性の確保 市民への説明責任を果たし、一層、公正で透明な市政を進めるため、市政情報を積極的に公開します。 議会や審議会等傍聴等制度の充実 議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	企画部(秘書広報課、行政改革推進課)、議会事務局、関係課共通					
		実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議はもとより各常任委員会・各特別委員会も原則公開としている。 ・本会議、各常任委員会・各特別委員会の会議録をホームページで公開している。 ・本会議の会議録は、情報公開コーナーをはじめ図書館等にも配架している。 ・議会だより等による定期的な会議開催の公表のほか、不定期に開催される委員会開催等もホームページ等で日程を公表している。 ・広報誌(議会だより)やH・Pの内容充実を図るほか、議会活動の積極的な情報提供に努める。
平成18年度		同上
平成19年度		同上
平成20年度		同上
平成21年度		同上

方針1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 情報公開と透明性の確保		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公正・透明性の確保 市民への説明責任を果たし、一層、公正で透明な市政を進めるため、市政情報を積極的に公開します。 議会や審議会等傍聴等制度の充実 議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。		企画部(秘書広報課、行政改革推進課)、議会事務局、関係課共通					
年度	月	実施する内容					
平成17年度	8月	「審議会等の会議の公開に関する指針」は、全ての付属機関を対象として、「会議は公開すること」・「開催日は事前に公表すること」・「非公開の場合には理由を公表すること」を義務付けている。 * H16年度は、46付属機関中、1回以上会議を開催した機関は33機関、内非公開の機関は6機関(非公開理由公表なし)。 「審議会等の委員の選任等に関する指針」のヒアリングを通じて、「審議会等の会議の公開に関する指針」を徹底させる。 《厳守事項》 審議会等の開催日時、及び傍聴の可否については、事前に公表する。 迅速に会議録をホームページ、情報公開コーナーにおいて公表する。					
平成18年度	4月	「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。					
平成19年度	4月	「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。 * (仮称)自治基本条例等の策定にあわせ、付属機関の見直しを検討する。					
平成20年度	4月	「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。					
平成21年度	4月	「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。					

方針 1 市民の力を活かします
(市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 情報公開と透明性の確保		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>公正・透明性の確保</p> <p>市民への説明責任を果たし、一層、公正で透明な市政を進めるため、市政情報を積極的に公開します。</p> <p>情報公開制度の見直し 国は情報公開法の制度運営に関する検討会を開催し、法施行後4年を目途とした見直しについて、検討を行い平成17年3月に報告書をまとめた。 そこで、当該報告書に示された改善措置等を踏まえ、本市の情報公開条例の見直し等必要な措置を講じるもの。</p>		総務部(総務課)	検討	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度		<ul style="list-style-type: none"> 情報公開に関する電子申請システムの創設 請求者の利便性と効率性を考慮し申請から開示までの電子化を検討する。 情報提供の質的充実(情報公開コーナーの充実) 行政に関する基礎的情報、市民生活に密接した情報等については、市民からの開示請求を待たず積極的に公開する。 情報公開を電子化するために必要な文書管理システムの導入を検討する。 					
平成18年度		<ul style="list-style-type: none"> 文書管理システムの導入に関する検討 情報提供の対象文書の検討及び情報公開コーナーの資料充実を図る。 					
平成19年度		<ul style="list-style-type: none"> 文書管理システムの導入、条例の改正等新制度への体制整備 					
平成20年度		<ul style="list-style-type: none"> 情報公開に関する電子申請及び電子開示を開始する。 					
平成21年度							